

知っていますか？

国内希少野生動植物種について

国内希少野生動植物種とは…？

種の保存法に基づき、国内に生息・生育する絶滅のおそれのある野生生物のうち、人為の影響により存続に支障を来す事情が生じていると判断される種を「国内希少野生動植物種」に指定しています。

国内希少野生動植物種

特定第一種国内希少野生動植物種

特定第二種国内希少野生動植物種

阿蘇地域に生育する主な国内希少野生動植物種（植物）は5種！



※写真のタマボウキは雄雌雄両方が規制対象



国内希少野生動植物種の捕獲等及び譲渡し等は禁止されています

採取・損傷

売買・譲渡

違反した場合…
(個人)5年以下の懲役
または500万円以下の罰金
(法人)一億円以下の罰金

- 学術研究、繁殖、教育、調査を目的とした採取や譲渡し等は許可される場合があります。これらを行う場合は環境省への申請が必要です。
 - 国内希少野生動植物種のうち「特定第一種国内希少野生動植物種」の人工繁殖個体については、法律に基づき届け出た事業者は販売することができ、当該事業者からであれば購入できます。
- (参考)特定第二種国内希少野生動植物種を販売・頒布の目的で行う捕獲等、譲渡し等、陳列・広告することは禁止されています。

《違法な行為を見かけたら環境省まで連絡して下さい》

環境省 九州地方環境事務所野生生物課 TEL:096-322-2413